

学校法人 松蔭学園 「危機管理規程」

(目 的)

第 1 条 本規程は、学校法人松蔭学園(以下「法人」という)において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制、対処方法等を定めることにより、学生、生徒、園児(以下「学生等」という)、職員等の安全確保を図るとともに、法人の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第 2 条 本規程において危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という)は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法人の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生等、職員等の安全に係る重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 法人に対する社会的信頼を損なう事象
- (5) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な事象

(危機管理のための責務)

第 3 条 理事長は、法人における危機管理を統括する責任者として、法人の危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 大学学長, 併設校校長及び園長は学校における危機管理の責任者として、法人全体の危機管理体制と連携を図りつつ、学校の危機管理体制の充実に努めなければならない。

(危機管理体制充実のための措置)

第 4 条 理事長, 大学学長, 併設校校長及び園長は、研修の実施等により、法人全体及び学校における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 理事長, 大学学長, 併設校校長及び園長は、法令、関係する法人規程等に従い学生、職員等が法人に起因する危機事象により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 3 理事長, 大学学長, 併設校校長及び園長は、危機管理に当たり、学生, 職員等に対する

必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

第 5 条 理事長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、理事長の指揮の下に、法人全体として対処が必要な危機管理に当たる。
- 3 危機管理員は次のものをもって充てる。
 - (1) 学長及び学部長
 - (2) 併設校校長・主事・園長・副園長
 - (3) 大学及び併設校の総務部長
 - (4) 大学学生センター長
 - (5) その他理事長が指名する者

(危機に関する通報)

- 第 6 条 職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知した場合は、遅滞なく、危機管理員に通報しなければならない。
- 2 危機管理員は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生若しくは発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに理事長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、理事長と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

- 第 7 条 理事長は、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、直ちに当該危機事象に係る対策本部を設置するものとする。
- 2 対策本部の構成は、次の通りとする。
 - (1) 本部長 理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 本部長 第5条第3項に掲げる者をもって充てる。
 - 3 本部長は、危機事象への対処が終了したときは、対策本部を解散する。

(対策本部の業務)

- 第 8 条 対策本部の業務は、次の通りとする。
- (1) 危機事象に関する情報の取得、管理
 - (2) 対応策の検討、決定、実施
 - (3) 主務官庁との連絡

- (4) 再発防止策の検討、決定、実施
- (5) その他危機事象への対処のために必要な事務
- 2 対策本部の事務は、大学及び併設校の総務部総務課が担当する。

(対策本部の権限)

- 第 9 条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。
- 2 対策本部は、職員に対し危機事象に対処するために必要な指示をすることができ、職員はこれに従わなければならない。
 - 3 対策本部は、危機事象への対処に当たり、理事会の審議その他法人の規則等により必要とされる手続を省略することができる。
 - 4 前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会に報告しなければならない。

(その他)

- 第 10 条 本規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

- 第 11 条 この規定の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から制定・施行する。